

深谷市日中一時支援事業実施要領

平成19年10月19日部長決裁

(目的)

第1条 この要領は、障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）に日中における活動の場を提供し、障害者等の家族の就労支援及び障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、深谷市とする。

(事業内容)

第3条 この事業は、深谷市地域生活支援事業実施要綱（平成19年深谷市告示第183号。以下「要綱」という。）第11条第1項に規定する地域生活支援事業者（以下「事業者」という。）により、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要となった者を対象に、身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものとする。ただし、同様の支援が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスにおいて利用できる場合又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する訪問介護において利用できる場合は、同サービスを優先する。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている

者

- (2) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）に基づく療育手帳の交付を受けている者
- (3) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所において知的障害と判定された者
- (4) 医師により発達に障害があると診断された者
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれに準ずる者
- (6) その他市長が特に必要と認めた者

(利用手続)

- 第5条 この事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、日中一時支援事業利用者登録申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、利用の可否を決定し、日中一時支援事業利用者登録決定・却下通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 3 要綱第6条第3項の規定に基づく地域生活支援サービス受給者証の交付を受けた者（以下「利用者」という。）がこの事業を利用しようとするときは、受給者証を提示し、事業者に直接依頼するものとする。
- 4 利用者又は利用者の保護者は、次に掲げる事項に該当するときは、日中一時支援事業利用者登録変更・中止届（様式第3号）により、速やかに市長に届け出なければならない。
- (1) 利用者の住所等を変更した場合
 - (2) 利用者の心身状況に大きな変化があった場合
 - (3) 利用の中止をしようとする場合

(利用の取消し)

第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用決定を取り消すことができる。

- (1) この事業の対象者でなくなった場合
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けた場合
- (3) その他市長が利用を不適当と認めた場合

(利用負担)

第7条 要綱別表で定める食事提供加算の対象は、要綱第10条第4項第3号に規定される者とする。

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者又は利用者の保護者は、受給者証を他人に譲渡し、又は貸与するなど不正に使用してはならない。

(事業者登録の要件)

第9条 要綱第11条第3項の規定に基づき登録を受けることができる事業者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者
- (2) 法第5条第25項に規定する地域活動支援センターの設置者
- (3) 法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設の設置者
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者等
- (5) 児童福祉法第24条の2に規定する指定障害児入所施設等の設置者
- (6) 深谷市障害児（者）生活サポート事業実施要綱（平成18年深谷市告示第111号）第4条第3項に規定する登録団体のうち一時預かりのサービスを提供する団体

(事業者の遵守事項)

第10条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供することができるように、事業所等の中で必要なスペースの確保がなされており適切な支援を行うことができる設備を設けた場所でサービスを実施し、また、事業所ごとに従業者の勤務体制を定めておかなければならぬ。

- 2 事業者は、その日中一時支援事業に係るサービスの提供を受ける利用者が、要綱別表に定める医療機関において医療が必要と認められる遷延性意識障害者等であるときは、当該サービスを提供する事業所に看護師を配置しなければならぬ。
- 3 事業者は、その日中一時支援事業に係るサービスの提供に関し、前項の規定による看護師のほか、利用者に対して適切な支援を行う能力を有する者を配置するとともに、当該サービスを適切に提供し得るに足る十分な人員を確保しなければならぬ。
- 4 事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、市長及び利用者の家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 5 事業者は、利用者の利用実績について、帳簿等必要な書類を備え付けなければならない。
- 6 事業者は、利用者に対し、その提供するサービスの内容、料金、サービスの提供に従事する職員（以下「従事者」という。）の有する資格等及び経理状況を明示しなければならぬ。
- 7 事業者は、利用者への虐待防止のため、必要な措置を講じなければならない。
- 8 事業者及び従事者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年10月19日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成22年3月31日決裁）

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則（平成24年11月1日決裁）

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則（平成25年2月1日決裁）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月19日決裁）

この要領は、決裁の日から施行する。ただし、第9条第2号における改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月24日決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の深谷市日中一時支援事業実施要領に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号（第4条関係）

日中一時支援事業利用者登録申請書

年 月 日

深谷市長 あて

申請者 住 所
氏 名

次のとおり日中一時支援事業の利用者登録を受けたいので申請します。

利用対象者	氏 名		
	住 所 電 話 番 号	深谷市 電話番号 ()	
	生 年 月 日	年 月 日 生	
保護者	氏 名	(利用対象者との続柄)	
	住 所 電 話 番 号	電話番号 ()	
	緊急連絡先 (勤務先等)	() 電話番号 ()	
本人の状況	日常生活の状況 (障害状況、介護 にあたっての注意 事項等)	日常 生 活 の 場	
		日常 生 活 の 状 況	
	既 往 症		
		通院している病院	
		服 薬 状 況	
	手帳取得状況等	身体障害者手帳	有 (第 号)
療 育 手 帳		有 (第 号)	・ 無
精神障害者保健福祉手帳		有 (第 号)	・ 無
更生相談所、児童 相談所等の判定・ 診断の有無		有 ・ 無 (判定機関名) (判定年月日 昭・平 年 月 日)	
備 考			

様式第2号（第4条関係）

日中一時支援事業利用者登録決定・却下通知書

第 号
年 月 日

様

深谷市長

印

年 月 日付けで申請のあった、日中一時支援事業利用者登録について、次のとおり決定・却下したので通知します。

登録番号	第 号	
登録利用者	氏名	
	住所	
	生年月日	年 月 日生
登録決定年月日	年 月 日	
却下の理由		
備考		

様式第3号（第4条関係）

日中一時支援事業利用者登録変更・中止届

年 月 日

深谷市長 あて

住 所
申請者
氏 名

日中一時支援事業の利用者登録に係る変更・中止を次のとおり届け出ます。

変更・中止の理由		
変更の内容	変更前	変更後
備考		